

西東京市におけるいじめに関する取組について

資料

1 いじめに関する取組

(1) 弁護士によるいじめ防止についての出前授業

全中学校の第1学年の生徒を対象に、生徒がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されない行為であることを自覚するために、弁護士を講師として招聘し、実際の事例を基に、いじめが重大な人権侵害であることについての授業を行い、各学校におけるいじめの未然防止等の取組の充実を図る。

(2) スクールアドバイザーによる相談体制の充実

学校がいじめを把握した際は、速やかにスクールアドバイザーが現状を把握するとともに、いじめ問題への相談・対応から解決まで、継続的にいじめの状況を確認していく。なお、重篤な事案に関しては、指導主事が学校を訪問し、学校と連携した対応を行う。

(3) いじめ問題に係る学習用デジタルコンテンツの活用

小・中学校におけるいじめに関する授業で活用できる情報モラル教材に係るデジタルコンテンツの中で、学校が指定した学年において、いじめ問題に係るコンテンツを1つ以上取り上げ実施する。

(4) いじめ問題対策委員会

実施日	参加者	内容
・第1回 令和元年5月24日	大学教授、弁護士、臨床心理士、社会福祉士、教育部	いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、本市の施策について協議等を行う。
・第2回 令和2年1月30日		

(5) いじめ問題連絡協議会

実施日	参加者	内容
・第1回 令和元年5月20日	学校、保護者、教育部、健康福祉部、子育て支援部、田無警察署、小平児童相談所、多摩小平保健所、民生・児童委員	学校と関係機関との連携の在り方について事例を基に協議を行うとともに、参加者のそれぞれの立場から情報交換を行い、いじめ防止に対する連携を深める。
・第2回 令和2年2月14日		

(6) 教育委員会主催の研修等

	実施日	対象	講師
情報モラル教材活用研修	令和元年6月27日	生活指導主任	指導主事
いじめ問題スペシャリスト養成研修	令和元年8月27日	副校長	武蔵野大学教育学部 堀米 孝尚 教授

(7) 組織的な対応

いじめを認知した際、学校は直ちに「学校いじめ対策委員会」を開催するとともに、「いじめ対応 西東京の約束」(①「いじめられている子供」を全教職員で守る。②15日以内の解決を目指した対応を行う。③「いじている子供」に謝罪させる。④「いじめられている子供」「いじている子供」双方の保護者に連絡する)に沿った組織的な対応を行う。